

# 教育委員会定例会事項書

令和5年8月17日(木)  
13:30～ 教育委員室

## 1 開会宣言

議事録署名者 北野委員

## 2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

## 3 請願

請願の処理について

## 4 議題

議案第 15 号 「多度大社上げ馬神事」について

議案第 16 号 令和5年度教育功労者表彰について

## 5 報告題

報告 1 令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の結果について

## 6 閉会宣言



## 前回定例会の審議結果

### 1 日時

令和5年7月25日(火)

開会 9時30分

閉会 9時58分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、北野委員、栗須委員、富樫委員

議事録署名者 大森委員

### 4 採択議案の件名

該当なし

### 5 請願陳情の付議の結果

該当なし

### 6 諸般の報告

報告1 令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について

報告2 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験について

報告3 令和5年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について

報告4 第70回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和5年度全国高等学校総合体育大会の三重県選手団について

### 7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし



請願 1

「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の記載内容の見直しを求める  
請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年8月17日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



請願文書表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名及び要旨	請願者	教育長の意見
請1	令和4年12月7日	<p>(件名) 「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の記載内容の見直しを求める請願書</p> <p>(要旨) 三重県教育委員会所管の事業場におけるハラスメント対策の強化のために、ハラスメント事案について、所属長がとるべき対応を具体的に示すよう、「ハラスメントの防止等に関する基本方針」および「ハラスメントの防止等に関する基本方針の運用について」の記載内容を見直すこと。</p>	<p>みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 委員長 大原 敦子 三重県津市寿町7-50</p>	<p>県教育委員会の「ハラスメントの防止等に関する基本方針」では、管理監督者の責務として、特に自らの言動に注意を払うこと、教職員等に対して日常の執務を通じた指導や意識啓発、コミュニケーション等によりハラスメントの防止に取り組むこと、また、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対応することを明記しています。</p> <p>また、「ハラスメントの防止等に関する基本方針の運用について」では、各ハラスメントに共通する管理監督者の責務に加え、ハラスメントの分類ごとに管理監督者がとるべき対応を記載しています。</p> <p>以上のとおり、記載内容を見直すという本請願はすでに本県方針等に記載済みであることから不採択といたしたい。</p>

2022年12月7日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

「ハラスメントの防止等に関する基本方針」等の記載内容の見直しを求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン  
委員長 大原 敦子  
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)  
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1 請願の要旨

三重県教育委員会所管の事業場におけるハラスメント対策の強化のために、ハラスメント事案について、所属長がとるべき対応を具体的に示すよう、「ハラスメントの防止等に関する基本方針」および「ハラスメントの防止等に関する基本方針の運用について」の記載内容を見直すことを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2 請願の理由

改正労働施策総合推進法第30条の2により、事業主には雇用管理上、職場内のハラスメントに対して必要な措置を講じなければならないということなどが定められています。2020年1月15日に出された厚生労働省告示第5号、第6号においても、パワハラやセクハラについて、事業主が雇用管理上講ずべき措置等について指針が示されています。このように、職場内のハラスメントをなくす取り組みがますます求められているといえます。しかし、実際には職場内でのハラスメントが深刻であっても、所属長が一切関与しないということはないと言い切れません。

職場内のハラスメントの状況を実感をもって理解することができるのは、職場外の者ではなく、職場内の者であるのは当然です。三重県教育委員会に設置されたハラスメントの相談窓口は有意義であると思いますが、ハラスメントの実情がよりわかるのはやはり、職場にいる所属長だと思います。職場内のハラスメントをなくすためには、所属長の力が必要です。

そこで、所属長がとるべき働きかけや、関係機関との連携について、三重県教育委員会として指針を見直し、より具体的に示していただくことが大切であると考えます。現在、三重県教育委員会から「ハラスメントの防止等に関する基本方針」「ハラスメントの防止等に関する基本方針の運用について」が発表されていますが、その内容はハラスメントの定義や、相談窓口の連絡先の提示などにとどまっています。たとえば、今年4月に出された「兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針」(11頁)では、所属長がハラスメント対策会議やハラスメント防止委員会の場をもつことや、所属長と教育委員会との連帯についての手順が相談フロー図として細かく、具体的に示されています。このように、取るべき手順が指針として示されれば、所属長が誰であったとしても、ハラスメントをなくすために一定水準の措置がとられることが期待できます。

人権は誰もが有しているものであり、すべての人の人権を守らなければならないという意識が大切です。その意識を教職員にもたせるためには、教職員自身が「職場内では安心して過ごすことができる」と日々感じる事が大切です。仮にハラスメントがあったとしても、所属長のリーダーシップのもと、ハラスメントをなくすための措置が執られる安心感があるのであれば、職場環境はよくなりますし、そこから生まれるよい影響は県民に対しても表れることだと思います。

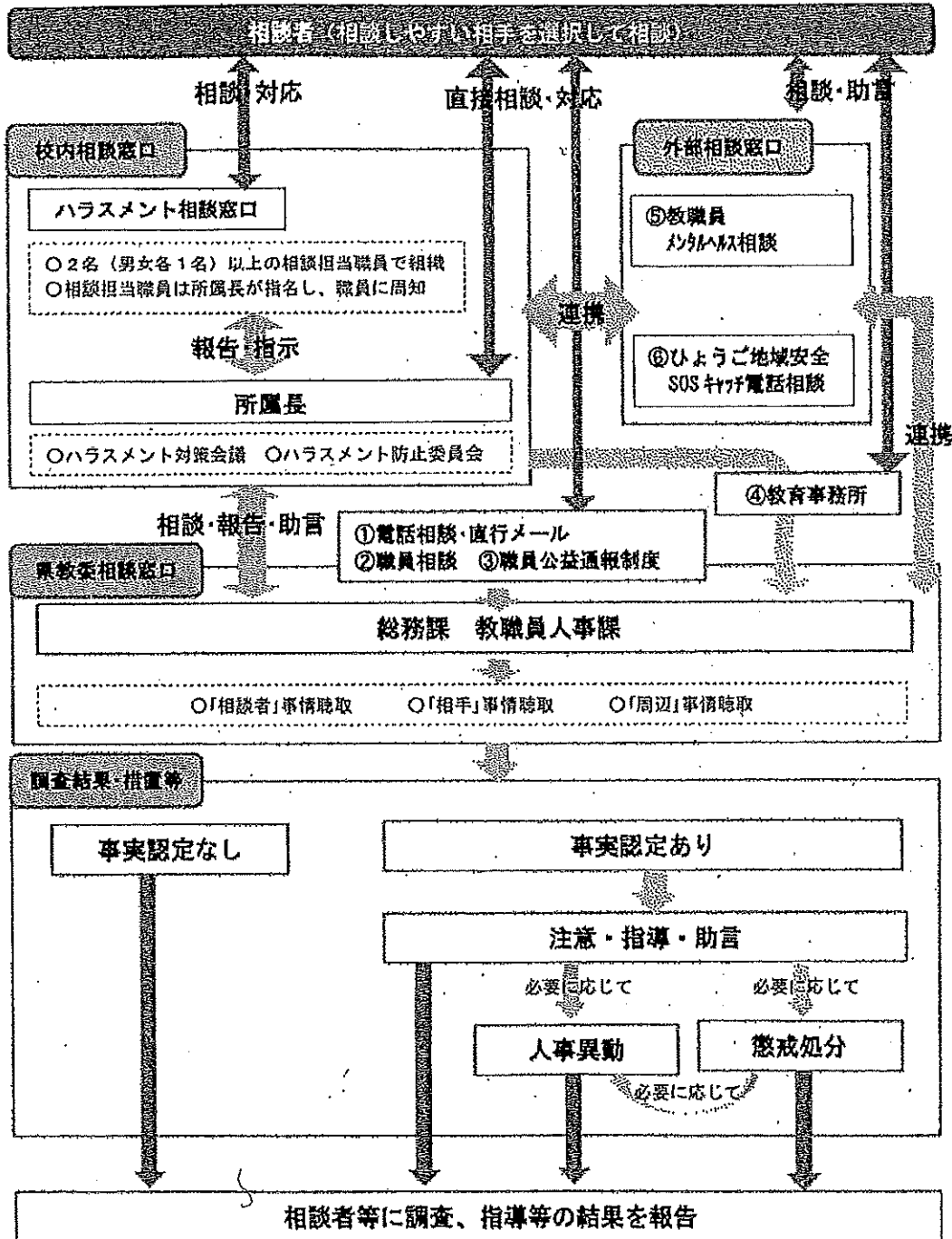
以上の理由から、三重県教育委員会所管の事業場におけるハラスメント対策の強化のために、ハラスメ



ント事案について、所属長がとるべき対応を具体的に示すよう、「ハラスメントの防止等に関する基本方針」および「ハラスメントの防止等に関する基本方針の運用について」の記載内容を見直すことを求めます。

(参考資料)

・「兵庫県教育委員会ハラスメント防止指針」(2022年4月)、【下図は同指針の11頁掲載のもの】





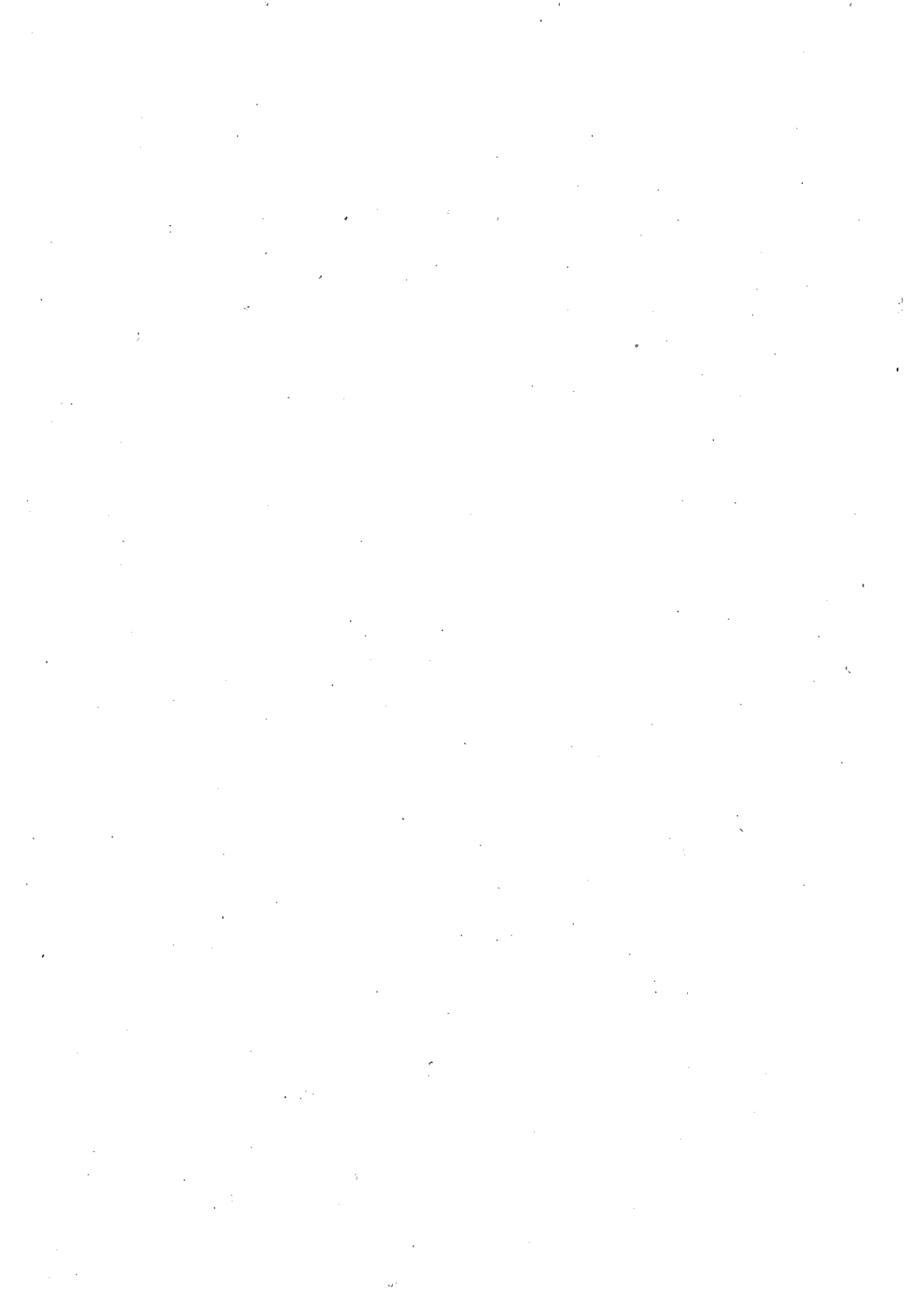
請願 2

県立学校への太陽光発電設備の設置促進に関する請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和5年8月17日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸



# 請願文書表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名及び主旨	請願者	教育長の意見
請 2	令和5年1月20日	<p>(件名) 県立学校への太陽光発電設備の設置促進に関する請願書</p> <p>(要旨) 電気料金の高騰への対策のため、三重県立学校各校への太陽光発電設備の設置を進めていくことを求める。</p>	<p>みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 大原敦子 三重県津市寿町7-50</p>	<p>三重県庁では、三重県地球温暖化対策総合計画において、温室効果ガス排出削減の対策を進めるため、基本方針の一つとして、再生可能エネルギーを県有施設に率先して導入することを掲げ、太陽光発電設備の導入促進などに取り組むこととしています。</p> <p>県教育委員会においても当該計画に取り組んでいるところであり、太陽光発電設備については、県立学校を対象に設置の検討を行うこととしていますが、設置に係る費用面だけではなく、設置が可能な場所・建物であるか等も踏まえながら検討していきたいと考えています。</p> <p>以上のことから、本請願の主な理由とされている電気料金抑制と趣旨は異なりませんが、引き続き、県立学校への太陽光発電設備設置の検討を行っていくことから、本請願は採択といたしたい。</p>

2023年1月20日

三重県教育委員会教育長 木平 芳定 様

## 県立学校への太陽光発電設備の設置促進に関する請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン  
委員長 大原 敦子  
住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)  
電 話 059-223-2615 (みえ労連)

### 1 請願の要旨

三重県立学校各校への太陽光発電設備の設置を進めていくことを求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

### 2 請願の理由

三重県立学校で発生する電気料金は、各学校に割り振られた学校運営費から支出されていると伺っています。昨今、随分電気料金が高騰し、そのことに関して、三重県教育委員会としても配慮をいただいているとのことですが、それでも高騰の度合いにはなかなか追いつかないという声を県立学校長から聞くことがあります。そのことによって、本来法令上使用しなければならない空調設備が使用できない事態が発生したり、他の学校運営上必要な事柄に費用がかけづらくなったりしていることだと思えます。電気料金の高騰への対策が必要であると思えます。

そこで、県立学校校舎の屋上や体育館の屋根に太陽光発電設備を設置してはどうかと考えます。太陽光発電設備を購入するとなると多額の費用がかかるものですが、法人向けに初期費用不要でリースすることもできるようです。そういったものであれば、設備への費用を抑えつつも、電気料金を抑えることができるのではないのでしょうか。自然環境にとってやさしいということも利点です。

以上の理由から、三重県立学校各校への太陽光発電設備の設置促進を行っていただきたく思います。

報告 1

令和 6 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 1 次選考試験の結果について

令和 6 年度三重県公立学校教員採用選考試験第 1 次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 8 月 1 7 日提出

三重県教育委員会事務局  
教職員課長





令和6年度三重県公立学校教員採用選考試験  
第1次選考試験合格状況

三重県教育委員会

校種等・教科・科目		採用見込数	申込者数	第1次選考試験 受験者数	第1次選考試験 合格者数	
小学校教諭		約248名	745	705	620	
中学校教諭	国語	約21名	90	85	63	
	社会	約21名	141	130	63	
	数学	約22名	107	103	67	
	理科	約17名	41	36	28	
	音楽	約8名	52	42	25	
	美術	約6名	23	21	18	
	保健体育	約15名	176	167	51	
	技術	約4名	11	10	9	
	家庭	約3名	9	7	5	
	英語	約24名	111	90	71	
小計		約141名	761	691	400	
高等学校教諭	国語	約7名	53	43	22	
	地理歴史	世界史	約2名	55	50	12
		日本史	約2名			
	数学	約7名	70	68	22	
	理科	物理	約3名	54	51	29
		化学	約4名			
		生物	約3名			
	保健体育	約3名	106	95	10	
	家庭	約4名	8	8	8	
	工業	機械系	約4名	11	11	9
		電気・電子系	約3名	8	4	2
		土木系	約2名	3	2	2
	商業	約5名	20	17	15	
	英語	約7名	41	35	21	
	水産	海洋	約1名	3	3	2
機関		約1名	2	0	0	
小計		約58名	434	387	154	
学特別 校別 教支 諭援	小学部	約14名	44	43	40	
	中学部・高等部	保健体育	約2名	23	23	6
	小計		約16名	67	66	46
養護教諭		約12名	178	169	41	
栄養教諭		約4名	43	39	13	
合計		約479名	2,228	2,057	1,274	

※申込者数・第1次選考試験受験者数・第1次選考試験合格者数には、教職経験者等を対象とした特別選考〔I〕(1次試験のすべてを免除)を含む。

公立学校教員採用選考実施状況

年度		27	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5	R6
小学校教諭	申込者数	1,042	1,019	1,026	1,045	999	997	1,093	949	780	745
	受験者数	974	936	964	965	919	920	998	885	736	705
	1次合格者数	476	505	508	518	521	507	671	730	636	620
	2次合格者数	238	252	247	252	192	240	230	287	269	
	倍率	4.1	3.7	3.9	3.8	4.8	3.8	4.3	3.1	2.7	
中学校教諭	申込者数	1,032	1,020	1,005	939	933	865	884	839	781	761
	受験者数	936	937	907	868	857	810	836	785	712	691
	1次合格者数	369	359	386	358	254	341	367	407	399	400
	2次合格者数	138	133	132	126	84	115	124	139	144	
	倍率	6.8	7.0	6.9	6.9	10.2	7.0	6.7	5.6	4.9	
高等学校教諭	申込者数	848	870	806	760	645	651	543	522	515	434
	受験者数	744	760	694	666	550	584	496	484	457	387
	1次合格者数	205	268	178	169	153	179	127	149	176	154
	2次合格者数	72	87	61	57	52	62	42	49	62	
	倍率	10.3	8.7	11.4	11.7	10.6	9.4	11.8	9.9	7.4	
特別支援学校教諭	申込者数	77	76	88	97	97	107	104	103	77	67
	受験者数	74	72	82	91	91	98	102	99	72	66
	1次合格者数	36	40	48	42	49	60	54	52	51	46
	2次合格者数	16	18	21	17	16	20	18	19	17	
	倍率	4.6	4.0	3.9	5.4	5.7	4.9	5.7	5.2	4.2	
養護教諭	申込者数	218	196	219	224	211	175	207	177	170	178
	受験者数	202	181	201	209	194	167	193	164	157	169
	1次合格者数	60	56	67	77	60	66	56	64	45	41
	2次合格者数	23	19	22	28	20	22	18	20	13	
	倍率	8.8	9.5	9.1	7.5	9.7	7.6	10.7	8.2	12.1	
栄養教諭	申込者数	67	53	57	60	55	47	41	41	47	43
	受験者数	54	41	52	52	45	43	36	40	40	39
	1次合格者数	22	14	18	16	9	20	16	12	19	13
	2次合格者数	6	5	5	5	3	6	5	4	6	
	倍率	9.0	8.2	10.4	10.4	15.0	7.2	7.2	10.0	6.7	
合計	申込者数	3,284	3,234	3,201	3,125	2,940	2,842	2,872	2,631	2,370	2,228
	受験者数	2,984	2,927	2,900	2,851	2,656	2,622	2,661	2,457	2,174	2,057
	1次合格者数	1,168	1,242	1,205	1,180	1,046	1,173	1,291	1,414	1,326	1,274
	2次合格者数	493	514	488	485	367	465	437	518	511	
	倍率	6.1	5.7	5.9	5.9	7.2	5.6	6.1	4.7	4.3	

※ 倍率＝受験者数÷2次合格者数

※ 令和6年度採用の申込者数・受験者数・1次合格者数には、教職経験者等を対象とした特別選考[ I ](1次試験のすべてを免除)を含む。